

芳賀 登編

『豪農古橋家の研究』

門 前 博 之

巻頭にある本書の解題「古橋家共同調査の経緯と意義」によれば、編者が愛知県北設楽郡稲武町の古橋会を最初にたずねられたのが一九六〇年二月。本格的な共同調査研究が開始されたのはその翌年からであるが、本書の刊行までには実に二〇年近くの歳月が費されている。本書は古橋会理事長川村貞四郎氏の米寿を記念するために編まれているが、編者芳賀登氏と東京教育大学の日本史研究室を中心とする古橋家共同調査研究グループの成果の第一報でもある。古橋家とは近世で云う設楽郡稲橋村にあり、明治一一年品川弥二郎をして「天下三篤農」の一人として讃えさせた六代暉兒を生んだ家である。巻頭の「解題」及び巻末の「古橋家関係文献目録」によれば、二〇名前後の先学諸賢がこの共同調査研究に参加してこられたようであり、既に一〇の著書と四〇以上のにぼる膨大な論文その他の成果が編者をはじめとするこの研究グループによって公にされてきている。それ

等の成果の中から一四の論文を選んで、「豪農古橋家の研究」の書名のもとに編集されたのが本書である。

編者は、古橋家の調査研究を、多年にわたる伊那国学の研究の一環として、幕末変革期に一豪農国学者として生きた暉兒から開始した、と述べられている。思想史のみの領域でその研究を完結させることなく、経済・社会状態の歴史的解明とあわせて研究を進めることは当初から意図されているが、編者の意図は、研究の進展とともに、三河山間部という一地方における下からの近代のあり方の解明へと向いていったようである。編者は、一九六四年の時点における「古橋家の研究のテーマ」を「解題」に再録されているが、それをそのまま掲げると次のごとくなっている。

一、山間部豪農の地主的成長の過程を、商品流通路や産業構造との関連づけの中で考えたい。

二、天保期に至って山林、井水への関心をつよめ、村落のたて直しにつとめた動機を、一揆や村方の動きと関連して追求したい。

三、文久段階になって古橋暉兒が何故平田門へ入門したか、その後どのような活動をしたかを考え、豪農国学者の幕末維新期の活動状況を素描したい。

四、明治維新政権下で「尊攘派」から殖産興業型へと

のように変化したか、そのプロセスを追求してみた。
い。

五、古橋暉児が佐藤清臣と共に明月清風校や稲橋義校
づくりにつとめた祖先崇拜、神祇尊重にもとづく村
づくりの方向をあきらかにしたい。

六、「自治式」報徳の福住正兄の「富国捷徑」と古橋
の「富国の種まき」との比較をし、彼の報徳運動の
あり方をあきらかにしたい。

近世における古橋家の地主的成長過程を先ず解明し、
幕末変革期における豪農古橋暉児の社会的活動とそれを
ささえた思想・意識や、明治政権下におけるその変質過
程を中心に、経済、社会状況や政治状況と関連させつつ
考究し、三河山間部における下からの近代のあり方のト
ータルな解明を意図していたものと思われる。本書の構
成をみると、その後の研究の進展によって密になった部
分もあるが、本書は、右の「研究のテーマ」として掲げ
られた構想におおよそ沿いながら編集されている。本書
の構成を目次によりつつ執筆者とともに掲げると次のご
とくである。

古橋家共同調査の経緯と意義……………芳賀 登

I 近世における三河山間部村落

(1) 三河山間部地帯における近世的村落の成立について

—— 設楽郡武節郷・名倉郷を中心として ——

…………… 所 理喜夫

(2) 三河山間部村落における天明凶作と農民

…………… 長谷川伸三

(3) 三河山間部における商品流通の展開

…………… 乾 宏巳

(4) 三河山間部村落における天保凶作と豪農

…………… 長谷川伸三

II 幕末変革期の農村

(5) 幕末期における豪農経営と荒村復興…………… 乾 宏巳

—— 三河国設楽郡稲橋村古橋家の場合 ——

(6) 愛知県北設楽郡稲武町稲橋区の共有林制度

—— 三州稲橋村と豪農古橋暉児の関連において ——

(7) 幕末政情と豪農…………… 所 理喜夫

—— 三河国北設楽郡の古橋暉児をめぐって ——

(8) 変革期における一豪農の思想形成…………… 沼田 哲

—— 三河北設楽・古橋暉児の場合 ——

(9) 篤農と小学校…………… 木規 哲夫

—— 明月清風校 ——

III 明治期農村の近代化過程

(10) 明治前期における山間部地主の形成過程

——愛知県北設楽郡古橋家を中心として——

宮川 康

(11) 明治十年代の農村と自力更生運動……………大濱 徹也

——愛知県北設楽郡を中心に——

高木 俊輔

(12) 立憲帝政党関係覚え書……………

(13) 後進地山間部における地方銀行……………宮川 康

——愛知県北設楽郡稲橋銀行の成立過程——

大濱 徹也

(14) 佐藤清臣小伝……………

——ある草莽の生涯をめぐって——

古橋家関係文献目録／執筆者紹介

本書は右のごとくⅠ～Ⅲ編をもって構成され、各編の主題に包括される論文が歴史的推移に沿いつつ収められているが、さきの「研究のテーマ」の一はⅠに、二、三、

五はⅡに、四、六はⅢにそれぞれほぼ対応している。本書には草立てではないが、章にあたる個々の論文の(1)～(4)の番号は便宜のため筆者が付させていたものだものである。個々の論文の執筆・公表は、最も古いものが一九六五年、最も新しいものが一九七八年である。

本書の個々の論文は、編者がこの共同調査研究組織を「古橋家文書研究会」とも称されるごとく、精細な実証のうえに築かれ、暉兒の購入書籍目録が再度作成されているなど諸先学の労苦がうかがわれる。

ところで、本書の書名は「豪農古橋家の研究」である

が、本書の構成からもうかがわれるごとく、享保期に美濃中津川から移住したとされる古橋家の入村後天明に至る様子や入村後知りうる最も早期の経営を直接考察の対象とされた論文も収められていない。一見、山奥深くみえるが中間地帯に位置する三河山間部の小農自立は早く、寛永期には近世村落の成立をみることを説いた所氏の(一)論文以外は、四代義陳から七代義真に至る時期を対象としており、多くは六代暉兒や暉兒の生きた時代を主な対象としている。それは、維新変革期から明治中頃までを生きぬいた暉兒をその時代とともに浮き彫りにし、下からの近代のあり方を解明しようとする編者の意図の現れであろう。

では、「豪農古橋家」はいつ成立するのであるうか。

編者は「解題」で「わたしの求め来りし、日本の近代化のコース、平田学の生産性向上、農事改良への利用厚生」のコースは豪農論に帰結する」という随想の一文を再録されているが、「日本の近代化のコース……豪農論に帰結する」と云われる時、「豪農」の語は歴史的な範疇として使用されようとしている。しかし、巻頭のはしき部分は「解題」であるため、豪農の理解・把握をめぐってや古橋家の研究を通じて把握された豪農の内容から改

めて豪農を捉えかえし、その豪農論が展開されているというわけではなく、古橋家の豪農としての成立についても必ずしも明確には述べられてはいない。編者は大濱氏の(Ⅱ)論文の内容紹介ののち、「結局豪農等は、民衆と共に歩むことによって名望家たりうることを明確にした」と述べられているが、「民衆と共に歩む」と表現しうる古橋家は、本文中の諸論文によれば、天保凶作時の暉兒による荒村復興以降のことであり、それを画して本書の第Ⅱ編「幕末変革期の農村」が置かれていることからすれば、古橋家の豪農としての成立は、同家が名望家たりえた天保期に求められているようでもある。しかし、前掲した「研究のテーマ」中では、天保期以前の項目に「山間部豪農の地主的成長の過程を」云々と記されていることからすれば、古橋家の豪農としての成立を編者は天保以前に求められているようにも思われる。

「編者は「解題」では、豪農をいかなる内容として把握し、また、古橋家の豪農としての成立をいつに求めるのかを明瞭には述べられていないのであるが、それは、(Ⅱ)論文で、所氏が「研究グループの中でさえ、異論のあるところ」と述べられているように、豪農としての古橋家の把握や理解をめぐっては、共同研究者間で異った把握・理解があるためではないか、と思われる。編者は、

この共同研究が「研究分担をとりきめ、その限定内で成果をあげることを目的」とはしなかったと述べられているが、豪農としての古橋家の把握も個々の共同研究者に委ねられたものと思われる。

それでは、本書に収められた個々の論文はどのように「豪農」を捉え、古橋家の研究を通じて「豪農」がどのような内容として把握され、また、その歴史的評価が加えられているのであろうか。本書が対象としている時期は、暉兒の時代が中心をなすとは云え、中世後半から明治・大正期にまで及び、本書が内包する分野も経済・社会・政治・教育から思想・意識等の領域にわたっており、本書全体を評しうるためには、中世後半以降近・現代に至る日本の歴史をトータルなものとして見通しうる力量を有していなければ不可能であろう。また、「解題」ではこれまでに公表されてきた共同研究者の諸成果を、未掲載のものをあわせながら、その内容や意義が述べられているが、それが批評に及ぶ時、「解題」をふくめた本書を理解し評しうるためには、本書には収められていない編者をはじめとする多くの論著や共同研究の諸成果を検討する必要がある。短日時ではそれも不可能である。そこで、論旨に則しつつ個々の収載論文を順次検討していくことはできなくなるが、小稿では諸先学の「豪

「農」理解に重点をおきつつ、豪農が暉兒を中心とする古橋家の研究を通じていかに把握されているのかを探りながら諸先学の豪農理解についてみていきたいと思う。収載論文には最大一三年の隔りがあるが、個々の論文の執筆年次や個々の収載論文が論文自体として有する意義はここでは無視させていただくこととしたい。編者は現地の研究会ではこだまとなつて返ってくるほどの侃侃諤諤の議論がなされたと記しているが、共同調査研究に共通するテーマが「豪農」にある以上議論もそこに集中したのではあるまいか。

古橋家の豪農としての成立を扱った論文は、長谷川氏の(一)論文である。(二)論文は、天明凶作下における稲橋村の諸状況を階層構成の変化や年貢収奪等の検討から明らかにしつつ、社会的矛盾の集中的発現としての天明凶作がいかに小商品生産の発展をゆがめ、在村商人地主の豪農経営の発展方向を規定したのか。また農民経営の破綻がいかに克服されたかを追求されたものであるが、その過程で長谷川氏は、古橋家の豪農としての成立を天明期に求められている。では、その成立をいかに把握されているのであろうか。氏は、中馬街道に面する稲橋村が商品流通によって影響されてくる時期を享保期に措定される。しかし、その商品流通を積極的に導入したのは古橋

家のような質地地主、商人地主である。一般農民層は、享保期後半より天明期前半にかけての年貢の重課や買米による現物納強制と相俟って、小商品生産の展開に先行して資金需要の増大がもたらされ、田畑を質入れ・売却せざるを得なくなる。享保期に入村した古橋家は、宝暦期まで酒造・質・金融業を営み、質地地主として成長するが、都市特権商人や在郷商人の収奪を媒介するともに、商品流通や金融面を通して農民層を自己の蓄積基盤に組み込んでいく。一般農民層は過重な年貢と高額な小作料・利息による重圧により窺乏するが、天明凶作を契機に経営も破綻に追いやられる。小商品生産の発展も阻害されるが、一般農民層の経営破綻は質地地主自体を「貸し倒れ」の危機にさらすこととなる。そこで質地地主は経営の転換をせまられ、商品流通部門の拡充・安定した小作料取得をめざす土地集積に経営の重点を移す。古橋家の村内持高は安永五年では二一石余で寛政元年では三四石余に増大するが、その経営の転換とは古橋家の豪農経営への転換と云うことであろう。天明末年以降駕籠訴という手段をもとりつつ石代納闘争が展開されるが、それは年貢収奪の軽減が質地地主・商人地主としての同家の経営を天明凶作による打撃から再建し、村落を蓄積基盤として再編するためにも不可避であったから

だ、と理解される。長谷川氏は(四)論文において、さらに以降の村内の矛盾を豪農古橋家と一般農民層との対立で捉えながら、同家の経営や村政面での変化を追求されている。

長谷川氏は、宝暦以降明治に至る階層構成の変化を兩極分解として把握される。この把握は、稲橋の階層構成を捉えた他の論文にも共通しているが、天明凶作以降における収奪・吸着は、古橋家と小前・貧農層との対立を生ぜしめ、それは文化五年には御所具津村の小作人との争論、文政元年には村持山勝手売却による村方騒動となつて現れる。後者は天明六年以来名主となつていた古橋家による村役体制を崩壊させるが、村役人特権喪失による経営面での不利や散漫経営が重つて古橋家は倒産状態に追い込まれる。そのような状況のもとで天保二年父義教から家督を譲られた暉兒の家政改革が天保凶作の中で進められる。経営再建の中心は地主経営と醸造業だが、その再建は小作人との対立や流通・金融面での対立を避けながら進められるとされ、それを天保一二年の中馬訴訟における暉兒の活動や天保五年開始される共有林制度の中に見出されている。この変化を収奪・吸着から共存への転換として捉えられている。この転換は村政担当者としても貫かれ、村落の運命を自己の運命とくげとめ村

落再建に努める同家のそれ以後の方向がここに形成された、としている。

以上、やや長きにわたつてしまつたが、長谷川氏の(二)・(四)論文を通じてみた豪農古橋家の成立とその後天保期に至る動向に関する要約である。

長谷川氏は享保以降における商品流通の展開過程の中に小前・貧農層と対立するものとして豪農古橋家の成立を捉えられ、その成立を天明期に求められた。豪農古橋家は天保期において小前・貧農層との共存による経営面・村政面での転換を計つたが、しかし、豪農としての同家の「村落支配者としての階級的性格を否定することはできない」と把握されている。

乾氏も農民的商品流通の展開の過程に古橋家の豪農としての成立を捉えられ、(二)や(四)論文を通じてその理解を示されているが、豪農古橋家の把握の仕方やその成立期をめぐつては、長谷川氏の論文とは異つたものとなっている。乾氏は、(二)論文で、従来の古島敏雄氏による信州中馬の研究においては明確ではなかつた三州馬や濃州馬の出現を、稲橋村の馬疋数などを手掛りとされつつ化政期に求められ、その背景には農民的商品生産の展開があったことを指摘され、この地域の農民的商品流通の展開を化政期に捉えられる。しかし、化政期における稲橋村

で過半に及ぶ馬を独占し、商品流通を掌握していたのは在郷商人化していた古橋家である。古橋家は酒造に加え、天明以降文政に至る間、金物店・味噌醸造・油店ほか商品流通部門の拡充を計るが、中でも絞油業をはじめ酒造・味噌醸造等の加工部門の導入は、半徑二〇粍以内の地域に都市を媒介としない農民的商品流通ルートを開拓せしめた、とされている。天保期に入ると余業が專業化しつつあるような社会的分業関係が農村内部に發展していた、と乾氏は捉えられるが、地域的な農民の商品流通ルートの成立にはその社会的分業関係の展開が前提とされている。(註論文では社会的分業関係の展開を前提とした地域的な農民的商品流通ルートの成立を「豪農市場圏の成立」とも呼ばれているので、乾氏は、社会的分業関係の展開を前提とした地域的な農民の商品流通を在郷商人化した地主が形成していく過程に豪農の成立を求められているものと思われる。

乾氏は古橋家の豪農としての成立を、化政と天保期に求められているようであるが、長谷川氏が「共存への転換」と云われた豪農古橋家の経営面・村政面での転換は乾氏によってどのように捉えられているであろうか。

乾氏だけでなく本書収載論文の多くには、佐々木潤之介氏が「幕末社会論」で展開された豪農論がそれを肯定

するにしろ否にしても意識されているが、乾氏は、(註論文で豪農を「一般農民層(世直し層)」とは決定的に対立・反逆するもの」と捉える佐々木氏に対し、豪農をそのようにのみ理解して果してよいのか、ということを問うている。個別具体的な豪農のあり方の多くを検討し、そこから豪農一般の性格を論じなければならぬとして、天保以降幕末期における暉兒の社会的活動を考察されている。乾氏は暉兒の社会的活動開始の契機を、暉兒が弘化四年赤坂代官所支配地最寄村々取締りを命ぜられたことに求められ、領主権力を背景にしつつ豪農暉兒が天保凶作以降の農村振興を開始したことを指摘されているが、幕末期における荒村復興に通じて見られる暉兒の社会的活動の本質を、自己犠牲を払いつつ勤儉・儉約等のいわゆる通俗道徳の普及・定着をはかっていることに見出され、そこには世直し層への決定的対立・反逆はないと把握され、幕末期の古橋家の性格を「篤農」として捉えられている。

長谷川氏が否定できないとされた「村落支配者としての階級的性格」を、乾氏はまったく否定されようとするのか否か明らかではないが、このように両氏の論文を見てくると、豪農の本質をその階級的性格を前提としつつ把握し、その上で豪農の歴史的役割を理解していく見方

と、階級的性格ということよりむしろその社会的活動の具体的あり方から豪農を把握し、そこから豪農の有した歴史的役割を評価していかうとする二つの把握・理解が諸先学の間にあることがわかる。

沼田氏は(八)論文において、暉兒の思想形成を論じつつ、乾氏が「篤農」と呼ばれた豪農の側面を「名望家」として捉え、「名望家」としての暉兒は、「世直し状況」に対する主体的な対応・決断から生み出されたとして、「一定の変革性」を有するものとして把握されている。豪農暉兒に変革性が認められるのは、一つには、暉兒は加茂一揆に対すごとく百姓一揆は阻止しようとするのであるが、天保期の安石代闘争・中馬訴訟、天保十四年における備荒糶の寄附、弘化四年以降の風俗改良、嘉永四年の他村の立直し、安政元年の地震に際する村々への金子貸与、等々を通じて見られる「農民を指導し保護」する意識が見られるという点であり、他は、その意識が幕藩制否定を内包しうる「権力に対する相対的自立」と相俟って形成されているという点においてである。権力からの相対的自立は思想形成の面からすれば、安政三年にその萌芽が認められるようである。暉兒は安政三年には代官所役人と衝突し名主の辞職を考えたが、その時斉昭の「告志篇」、「明君一班抄」を読み感激したと云わ

れる。しかし、この時点では斉昭の倫理性がむしろ村役人としての暉兒の努力・実践への心情的支柱になったとされる。暉兒は同六年には国字書(宣長の『直毘靈』)に初めて接し、文久三年九月に至り、渥美郡の神主羽田野敬雄の紹介で平田門に入門するが、その背景にはこの時点までにかなり強い尊王攘夷の意識のあったことが指摘される。慶応元年に至ると長州出兵に際する代官所の献金命令に対し暉兒は減額を要求したが、そこには幕藩体制に対する信頼を失っていたことが表明されていたと「略伝稿」を引用しつつ捉えられている。暉兒が権力への順応と強化を示すのは明治一七年北設楽報徳会の結成に求められているから、「権力に対する相対的自立」は、思想形成の面からすれば、安政三年に萌芽があるが、明確には文久三年～慶応元年以降明治一七年の間で捉えられているものと思われる。

しかし、暉兒が「農民を指導し保護」するのは、古橋家の豪農としての成長過程に折出され、また、豪農によって直接把握され得なかったとされる半プロ層を再編掌握すると同時に、地主小作間の対立を含みながら分極化しつつあった村落共同体の再編と「自家の指導力」を再び獲得することであった、とされている。文久元年の農兵設立に関しても、農業生産維持を基調とし、村落の安

定第一主義―世直し層の教化・組織化にその主眼があったとされる高木氏の(七)論文ほかの理解を援用されているが、「名望家」とは、村落支配者である豪農が村落共同体内部における精神的指導者としての地位を固めようとして行動し、一般農民層に受容された姿であるように思われる。権力から自立し一般農民層の側に立つことによって豪農は名望家は変革性を有し得るが、百姓一揆の否定にみられるごとく、その変革性は「一定の」変革性なのである。

なお、沼田氏は古橋家の豪農としての成立を、寛政―文化期に質地地主・金融業から商品流通を通じた利益獲得への経営の転換があったとし、そこに同家の豪農としての成立を求められている。

沼田氏は、「村落支配者としての階級的 성격」を踏まえた上で歴史具体としての豪農を把握されている点において長谷川氏の捉え方と共通している。乾氏は「篤農」として捉え得る豪農には、世直し層への対立は認められないとしてその歴史的役割を高く評価されようとしたが、豪農暉兒を異なる視点から高く評価されているのが、大濱氏の(八)論文である。

大濱氏は(八)論文で、豪農とは維新时期において「農村にあり、封建制下の収奪で疲弊した村の再建を指導した」

「村落指導者であった」と規定されるが、他方、明治維新は「日本の民衆に、新しい時代への希望と夢をもたらした」「夜明け」として把握されている。その「希望と夢」の内容はこの論文による限り豪農による維新への構想であり、具体的には豪農暉兒による維新への構想である。大濱氏は天保凶作以降における暉兒の社会的活動の構想を民衆的立場よりの「富村への途」として捉えられるが、維新を体験する中で暉兒の構想は、「民心統一・計画・殖産の三点にたつ、合理性をもつ勤労主義による民富の形成をめざす」ものへと変貌するとされる。殖産の具体的内容は、明治五年の製茶業・明治七年の養蚕業・明治八年の煙草の改良や明治十年前後からの山林を中心とする地域開発等の諸事業であるが、明治一六年暉兒述の「製茶意見書」を引用し、そこに「銘々腕稼にて物産を産出し、之を外国に輸出して外国より巨多の金円を取入るることを得べきなり」とあるのに着目され、構想の実現を外国貿易という大きなヴィジョンにより富を回復する中で可能と考えていたこと。また、「銘々腕稼」の言葉の中には、勤労主義・民衆の生活欲求の全面的肯定・合理的民富の形成の意が込められていると捉えつつ、近代日本のはじまりにこのような構想をもった豪農の豊かさを積極的に評価したいと述べられている。これ

に対し明治十年代の民衆生活を考察されて、「明治国家は民衆に飢餓のみを与えた」と述べられ、北設楽郡の劣悪な風土を考慮すれば、維新変革が暉兒をして封建制の統制下から開明進化の構想をもたらした意味を充分評価しなくてはならないとも述べられている。しかし、民衆の生活欲求を肯定したと云っても、それを無制限に肯定したのではなく、方向づけが必要となる。明治五年再び稲橋を訪れ、以後暉兒が没するまで行をともにする佐藤清臣（大濱氏によるその伝記の考察は、(4)論文として本書に収載されている）とともに計った神祇信仰の定着と明月清風校の設立がそれであるとき、明月清風校はまた民富の形成をめざす勸業的観点より、つよい実学精神で企図・運営されていたとし、その点に注目されている。

豪農暉兒の近代性・開明性を高く評価される大濱氏の場合、その評価の背景には沼田氏のいわれる「権力に対する相対的自立」と同様なことが意識されているものと思われるが、その点どうであらうか。

暉兒が維新変革の体験の中で獲得した勤労主義による合理的殖産観・自力による民富形成への途は、明治一年からの茶価下落によってくずれさる。茶価下落は村落共同体の崩壊をもたらし、それは不況の深まりとともに一層深刻なものとなる。丸山・御嶽教なども侵入し神

祇信仰も破綻してくる。そのような状況下で村落の再建―農村の自力更生運動の最良の武器たらしめようとしたのが、明治一七年の報徳会の結成であり、その頃には五人組再興など封建の世における諸規則への接近―維新開花時に否定せんとした世界への回帰が始まる、と捉えられ、国家権力との関連では、明治一八年の三要点が暉兒の回帰と国家の施策の一体化をもたらした、と捉えられているが、明治政府の三要点は、暉兒らにみられる豪農をはじめとする民衆への志向を、国家体制のなかに吸いあげることで、民衆生活のなかに根をおろしたとき、沼田氏が権力との順応として捉えられる過程を国家が吸いあげたものとしてむしろ逆に把握されている。

天保期以降を視野に入れつつ明治十年代における暉兒を中心とする自力更生運動を考察された大濱氏の(1)論文は、その他の論文が主題とする共有林制度や明月清風校開設等の問題を内包しているが、その把握をめぐってはそれ等を直接考察の対象とされた論考とは異なるように思われる。

所氏の(6)論文は、暉兒によって天保五年創始されたとされてきた稲橋区の共有林制度の成立について再検討されたものである。氏は現在の同区における共有林制度の創始を天保五年に求めつつ、その完成を明治一六年「共

有山へ植木并売却法規約」の成立に求められている。歴史概念としての豪農の成立を、貧窮分解の進行過程で豪農と小農・小作貧農層が相互補完関係を中心として後者の自立経営が達成し得るような事例において主張し得るとされる所氏は、天保五年の共有林制度を惣山植林制度として捉えられ、その内容を萌芽的村落民主制の制度化により小作貧農層の革命的エネルギーを体制利用と共同体的規制の再編強化によって吸収するものと理解される。そして、惣山植林制度は幕藩制とともに崩壊する

が、明治十年前後から復活し、明治一六年には共有林制度として完成するとされている。共有林制度と惣山植林制度の質的差異は必ずしも明確には述べられていないが、明治一一年茶業崩壊後暉兒が民衆的立場より農村自立と富国への構想をめざしたものとして大濱氏が高く評価される植林の復活について所氏は、暉兒の「天保・維新体験論の実践計画」として捉えられ、共有林制度の完成も共同的規制の再編強化とあわせて捉えておられる。大濱氏も明治一七年の報徳会の結成前後には共同体的規制強化が計られたことを指摘し、暉兒の否定せんとした世界への回帰を見出されているのであるが、所氏の場合、維新时期における暉兒の近代性・開明性はさほど高く評価されてはいない。それは「小作貧農層の革命的エ

ネルギー」を認めた上で、小作貧農層との相互補完関係の中に豪農の成立を求められ、天保にはじまる共有林制度を通じて共同体的規制の強化を見ようとする氏の豪農や維新时期の理解が、暉兒やその共有林制度の把握を大濱氏のそれとは異らせているものと思われる。

木槻氏の(9)論文は、明治五年八月学制頒布に先立ち、同年七月暉兒・義真父子の主導によって開校の運びとなつた明月清風校の教育を暉兒の思想との係りで解明し、明月清風校を幕末期以来の各地における郷学との関連の中で位置づけられたものである。木槻氏は、明月清風校の開設を暉兒・義真父子による平田門閥学思想に媒介された生産者の立場からする農事改良をはじめとした郷土農村振興の実践として捉えられ、その理念は封建的公民教化あるいは先進地域における読書算への民衆の知識要求にもとづく郷学とは異質であり、また、その理念は日本の教育思想の中で結実することはなかったが、当時の非実務的な政府の教育政策・近代化⇨資本主義化の路線とも異なる存在であったと述べられている。

では、明月清風校の近代性・開明性という点ではどうであろう。木槻氏も大濱氏と同じく暉兒の「製茶意見書」を引用しつつ、そこに「普通の学より天文地理経済学」に農工商古今に通じて学ばしめ」とあること等から教

育による民衆の開明化に注目されているが、明月清風校開設の現実的要求の基底を「農村共同体強化」として捉えられ、開明性という視点からはあまり評価されてはおられない。木槻氏は暉兒・義真父子を「篤農」として捉えられ、その「村民と一体の郷土開発の事業」を高く評価されているが、古橋家は村内で「経済的に絶対優位を保っていた」存在であり、「篤農」は、民衆とは一線を画する存在として理解されている。

宮川氏の(10)論文は、古橋家の寄生地主化を「政治権力者側の末端支配者としての性格と村落構造上の頂点をなす豪農としての性格」との関連から考察されようとしたものである。松方デフレ政策による不況期後半報徳会結成前後に「大幅なる土地の集積」が進行することから、宮川氏はその時期に古橋家が寄生地主化してくることを指摘されているが、(10)論文では暉兒の幕末以降の諸策について、「そこには新しい近代化への意識が芽生えることなく終り、後進地山間部村落における限界が提示されている」と把握され、大濱氏の評価と大きな隔りを見せている。「後進地山間部村落」の資本主義的発達については、(10)論文で明治三三年設立の稲橋銀行の考察を通じてながら宮川氏は探られている。なお、古橋家の寄生地主化に関しては、乾氏の(5)論文では弘化四年大借皆済以降

古橋家の地主経営が手作分を縮少し小作への依存が強まることから、その期に古橋家の寄生地主化への転換が推測されている。

高木氏の(7)論文は、幕末期における暉兒の政治的行動過程を考察されたものである。論文の意図は、志士化しない豪農層の政治的行動を解明し、それを視野に入れた政治史への展望をつけることにあるが、氏は豪農古橋家を村方地主としての側面で強く捉え、暉兒の行動は一貫して村落の結束強化の課題を負っていた、と捉えられている。沼田氏が暉兒の幕藩制への不信を表明していることと把握された「略伝稿」の長州出兵に際する献金減額要求に関する記述は、ここでは備米による「人民動揺」の防止・「窮民救」という暉兒の意識の面から捉えられている。高木氏は古橋家について、「天保期に入る直前の古橋家は、村方地主として」云々、あるいは、「すでに天保期の歩みの中で形成された豪農暉兒」等と表現されているが、上記の表現からすれば高木氏は古橋家の豪農としての成立を天保期に求められているようである。また、「村役人・地主・医師などで、いわば豪農」「身元之者」と表現されるごとく、豪農の内容としては医師などの「身元之者」をも含めて広く捉えられるようである。高木氏の(12)論文は、暉兒が加入し(四一〇頁)義真

が党員となった(三二頁)と云われる立憲帝政黨を地方との関連において把握しなおし再評価していくことを意図されているが、古橋家―つまり暉兒や義真に関しては直接考察の対象とはされていない。

以上、要を得ないが、誤読を恐れつつ諸先学の古橋家の研究を通じた豪農の把握や理解についてみてきた。個々の論文のほとんどが暉兒の社会的活動の評価を意識されているが、以上を通じてみられる諸先学の豪農把握の相違は、(4)論文に云う「村落支配者としての階級的性格」を、それが名望家・篤農であれ豪農に認めるか否かで、暉兒の把握・評価にも大きな差となって現れ、それは維新の評価にも関連していた。豪農としての成立に關しても、その契機を質地地主の商品流通部門の拡充・小作料取得を目的とした土地集積に求める(2)論文と、村落内における社会的分業関係の展開↓幕藩制的市場関係の動搖を前提に捉える(3)論文とでは相違しており、さらに古橋家の豪農としての成立時期をめぐっては、その考察を交えた(2)論文では天明期に、(3)論文では化政↓天保期に求められているが、それ以外では、(8)論文が寛政↓文化期、(6)、(7)論文が天保期を前提とされているようであった。個々の歴史事実の把握も各論文の視角からする異りが認められる。

本書の題名は「豪農古橋家の研究」である。本書の「解題」には本書が自由な共同研究によって成立した意味のことが述べられていた。本書は、右のごとく「豪農古橋家」をめぐる基本的なことがらの異った把握・理解を示す論文をそのまま収載することで多様な把握を提示し、その自由さを表現されたのであるかも知れない。しかし、本書の題名からすれば、「豪農古橋家」に關する一定の体系性をもった研究を提示していくことが、この共同研究の、そして本書の目的であったようにも思われるが、結果としてそれ自体の意義は有していても、一定の体系性とは異なる時限で執筆された個々の論文がそのまま収載されているのであり、その本書の内容と書名との違和感が読後感として強く残った。本を上梓する際校正洩れはなかなか免れ得ないのだが、本書には執筆者の姓(一六頁・六〇〇頁)や引用文が間違っていたり(一七頁)、讓豪(↓豪農(三五頁)・地(↓他)方(五八頁)・元稷(↓禄(六六頁)・各(↓名)倉(六九頁)・武節郎(↓郷(七〇頁)・幕藩政(↓制)の構造論(三八六頁)・前揚(↓掲(四一二頁)等々の誤りが散見する。表も、これは史料上の数字をそのまま使用したのも含まれると思われるが、(六四頁) 2表・(七〇頁) 4

表・(七一頁) 5表・(一八五頁) 表1・(一九〇頁) 表
5・(二〇九頁) 1表・(二一〇頁) 4表・(二二五頁)
7表・(二七〇頁) 6表・(四〇四頁) 16表・(四八三頁)
2表(明治共同会↓明治公同会カ)・(五〇九頁) 7表・
(五一〇頁) 9表・(五一五頁) 12表・(五一六頁) 16表
等々に誤りが認められる。本書が既に公表されている論
文の再録であることを考えれば、諸先学により一層の周
到さを示して頂きたかった。最後に小稿では本書を評し
きれなかったことを、お詫び致したく思う。

(芳賀登編『豪農古橋家の研究』、雄山閣出版株式会
社、一九七九年十一月五日発行、B5版、本文六〇一
頁、七、八〇〇円)